

第42号議案

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「7月1日」を「6月1日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。